

2025年 恵那発明くふう展のご案内



期 間： 令和7年9月12日（金）～9月14日（日）
会 場： 恵那市役所 会議棟
主 催： 恵那発明くふう展実行委員会

2025年恵那発明くふう展実施要綱

要 旨

科学技術の開発は、これまで我が国の社会、経済発展の原動力として大きな役割を果たしてきましたが、世界的にエネルギー及び資源の制約が重要課題となった今日、ますます科学技術への期待は大きくなってきます。

このようなとき、21世紀における新たな自立的発展と科学技術を通じ、産業の振興と育成を図っていくことが、今後我が国に残された最も重要な課題の一つであると考えます。

このため、技術開発の奨励、とりわけ新技術の源である発明の奨励は極めて重要であり、特に次代を担う児童・生徒に創造性豊かな人間形成を養うため、発明くふうする楽しさと創作する喜びを体得させることが切望されます。

「2025年恵那発明くふう展」は各界各層のご支援ご協力を得て開催し、住民の優れたアイデア・発明考案品を募集し、これら全ての作品を一堂に展示することによって、一層発明思想の高揚と科学技術の振興並びに地域産業の発展に寄与することを目的として、次により開催致します。

主 催

恵那発明くふう展実行委員会

後 援（予定）

岐阜県、恵那市、恵那市教育委員会、恵那商工会議所、恵那市恵南商工会、
恵那市環境対策協議会、中日新聞社

期 間

令和7年9月12日（金）～9月14日（日）

会 場

恵那市役所 会議棟

部 門

- 第1部 一般の部
- 第2部 児童・生徒の部
- 第3部 児童・生徒の絵画の部
- 第4部 リサイクルの部

●2025年恵那発明くふう展日程表

月 日	時 間	内 容	備 考
9月12日（金）	9:00～10:30	会場設営	恵那市役所 会議棟 受賞者連絡
	10:30～11:30	各学校より作品搬入	
	13:30～14:30	審査会	
	14:30～16:30	作品展示	
9月13日（土）	10:00～15:00	作品展示	恵那市役所 会議棟
9月14日（日）	10:00～15:00	作品展示	恵那市役所 会議棟
	13:30～14:30	表彰式準備	
	14:30～15:00	表彰式	
	15:00～17:00	作品搬出・会場片づけ	

第1部 一般の部

1. 応募資格

恵那市に在住する個人、グループ又は法人

2. 募集作品

- (1) 特許・実用新案については、原則として過去5年以内に出願又は登録されたもの。意匠については、過去4年以内に出願又は登録されたもの。
- (2) 産業上又は日常生活に有益な新製品、アイデア作品など。ただし、過去に本展に応募したことのあ
るものは、対象外とします。
- (3) 原則として、出品物の大きさは縦・横・高さとも1 m以内、重さは20 kg以内とする。ただし、
破損及び変質しやすいものは除く。
- (4) 1人2点までとします。

3. 出品料

無料

4. 申込方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、特許、実用新案、意匠それぞれの公報の写し、また実用新案の
技術評価書がある場合はその写しを各1部添付して、事務局（恵那市商工課）へ提出して下さい。
- (2) 締め切り： 令和7年9月5日（金）

5. 出品物の搬入・搬出

- (1) 搬入： 令和7年9月12日（金）午前10時30分～午前11時30分（時間厳守）
- (2) 搬出： 令和7年9月14日（日）午後3時～午後5時（時間厳守）
※搬入・搬出については出品者の責任において行ってください。
- (3) 搬入・搬出に要する経費は出品者の負担とします。
- (4) 場所： 恵那市役所 会議棟

6. 審査

- (1) 審査は令和7年9月12日（金）に行います。
- (2) 出品物の審査は主催者、学識経験者等で構成した審査委員会が行います。

7. 表彰式

- (1) 令和7年9月14日（日）午後2時30分～
- (2) 特別賞、奨励賞、努力賞（賞状及び副賞等を贈ります。）

8. 入賞者の発表

- (1) 審査終了後、主催者から受賞者へ直接連絡いたします。
- (2) 連絡は電話でおこないますので、申込書の電話番号欄は連絡のとれる番号を記入してください。

9. 出品物の管理

作品搬入後、その取扱いには最善の注意を払いますが、万一火災、盗難等不可抗力により紛失又は破損したときは責任を負いません。

10. その他

優秀な作品は、一般社団法人岐阜県発明協会等主催の2025年岐阜県発明くふう展に推薦します。

第2部 児童・生徒の部

1. 応募資格

- (1) 恵那市の小・中・高等学校（高等専門学校および専修学校については、高等学校と同じく3年生までとする）の児童・生徒

2. 募集作品

- (1) 作品は1人あるいは共同（3名以内）で発明くふうしたものに限ります。単なる工作品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの（著作権侵害）、過去に本展に応募したことのあるものは対象外とします。
- (2) 著作権の存続している著作物（音楽、イラスト、キャラクター等）を使用する場合には事前に作者の許諾を得ているものに限ります。
- (3) 作品の大きさは、たて・よこ・高さとも1m以内、重さは20kg以内とします。
- (4) 1人1点とします。

3. 申込方法

- (1) 「Q¥教育研究所¥38発明くふう展」内に保存してある様式「出品作品一覧」を事務局担当宛てメールにてお申し込みください。
- (2) 締め切り： 令和7年9月5日（金）

4. 出品物の搬入・搬出

- (1) 搬入： 令和7年9月12日（金）午前10時30分～午前11時30分（時間厳守）
- (2) 搬出： 令和7年9月14日（日）午後3時～午後5時（時間厳守）
- (3) 場所： 恵那市役所 会議棟
※搬入・搬出は、各学校の責任においてお願いします。
※搬入時は、所定の申込書兼解説書を貼付してください。
※搬出の際は、お早めに取りに来て頂きますようお願いいたします。
搬出日に来られない場合は事前にご連絡下さい。市役所商工課で保管します。

5. 審査

- (1) 審査は令和7年9月12日（金）に行います。
- (2) 出品物の審査は主催者、学識経験者等で構成した審査委員会が行います。

6. 表彰（会場：恵那市役所 会議棟）

- (1) 令和7年9月14日（日）午後2時30分～
- (2) 特別賞、奨励賞、努力賞（賞状及び副賞等を贈ります。）

7. 入賞者の発表

審査終了後、主催者から学校へメールかFAXで連絡いたします。

8. 出品物の管理

作品搬入後、その取扱いには最善の注意を払いますが、万一火災、盗難等不可抗力により紛失又は破損したときは責任を負いません。

9. その他

優秀な作品は、一般社団法人岐阜県発明協会等主催の2025年岐阜県発明くふう展に推薦します。

第3部 児童・生徒の絵画の部

1. 応募資格

恵那市の小・中学校の児童・生徒

2. 募集作品

- (1) 「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたもの。
- (2) 1人1点とします。
- (3) 絵の大きさは画用紙B3判(36.4cm×51.5cm)程度とします。ただし、立体は除く。
- (4) 他人の作品をまねたもの、過去に本展に出展したことのあるものは、対象外となります。
- (5) 著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクターなど)を使用する場合は、事前に承諾を得ているものに限りします。
- (6) 図鑑などを参考にした場合は、参考資料として本の名前を記入してください。
- (7) 各校1点までとします。

3. 申込方法

- (1) 「Q¥教育研究所¥38発明くふう展」内に保存してある様式「出品作品一覧」を事務局担当宛てメールにてお申し込みください。
- (2) 締め切り： 令和7年9月5日(金)

4. 出品物の搬入・搬出

- (1) 搬入： 令和7年9月12日(金) 午前10時30分～午前11時30分(時間厳守)
- (2) 搬出： 令和7年9月14日(日) 午後3時～午後5時(時間厳守)
- (3) 場所： 恵那市役所 会議棟
※搬入・搬出は、各学校の責任においてお願いします。
※搬入時は、所定の申込書兼解説書を貼付してください。
※搬出の際は、お早めに取りに来て頂きますようお願いいたします。
搬出日に来られない場合は事前にご連絡下さい。

5. 審査

- (1) 審査は令和7年9月12日(金)に行います。
- (2) 出品物の審査は主催者、学識経験者等で構成した審査委員会が行います。

6. 表彰(会場：恵那市役所 会議棟)

- (1) 令和7年9月14日(日) 午後2時30分～
- (2) 特別賞、奨励賞、努力賞(賞状及び副賞等を贈ります。)

7. 入賞者の発表

審査終了後、主催者から各校担当教諭へ連絡いたします。

8. 出品物の管理

作品搬入後、その取扱いには最善の注意を払いますが、万一火災、盗難等不可抗力により紛失又は破損したときは責任を負いません。

9. その他

優秀な作品は、一般社団法人岐阜県発明協会等主催の2025年岐阜県発明くふう展に推薦します。

第4部 リサイクルの部

1. 応募資格

恵那市に在住する個人、グループ及び法人。同地域の小・中・高等学校の児童・生徒

2. 募集作品

- (1) リサイクル(資源の有効利用や環境改善など)をテーマとして発明くふうしたものを募集します。
- (2) その他の要件は、第1部または第2部に準じます。

3. 申込方法

(一般の方)

所定の申込書に必要事項を記入し、特許、実用新案、意匠それぞれの公報の写し、また実用新案の技術評価書がある場合はその写しを各1部添付して、事務局(恵那市商工課)へ提出して下さい。

(児童・生徒)

「Q¥教育研究所¥38発明くふう展」内に保存してある様式「出品作品一覧」を事務局担当宛てメールにてお申し込みください。

締め切り： 令和7年9月5日(金)

4. 出品物の搬入・搬出

(1) 搬入： 令和7年9月12日(金) 午前10時30分～午前11時30分(時間厳守)

(2) 搬出： 令和7年9月14日(日) 午後3時～午後5時(時間厳守)

(3) 場所： 恵那市役所 会議棟

※(一般の方)搬入・搬出については出品者の責任者において行ってください。

※(児童・生徒)搬入・搬出は、各学校の責任においてお願いします。

搬入時は、所定の申込書兼解説書を貼付してください。

搬出の際は、お早めに取りに来て頂きますようお願いいたします。

搬出日に来られない場合は事前にご連絡下さい。

5. 審査

(1) 審査は令和7年9月12日(金)に行います。

(2) 出品物の審査は主催者、学識経験者等で構成した審査委員会が行います。

6. 表彰(会場：恵那市役所 会議棟)

(1) 令和7年9月14日(日) 午後2時30分～

(2) 特別賞、奨励賞、努力賞(賞状及び副賞等を贈ります。)

7. 入賞者の発表

審査終了後、主催者から各校担当教諭へ連絡いたします。

8. 出品物の管理

作品搬入後、その取扱いには最善の注意を払いますが、万一火災、盗難等不可抗力により紛失又は破損したときは責任を負いません。

9. その他

優秀な作品は、一般社団法人岐阜県発明協会等主催の2025年岐阜県発明くふう展に推薦します。

2025年発明くふう展審査規定

1. 審査対象作品の要件

出品作品の審査は、次の区分ごとに要件を満たした作品について行う。

(1) 第1部 一般の部

- ①くふう展に出品された作品は、全て審査の対象とする。
- ②次に掲げる発明・意匠については、前項の定めにかかわらず審査の対象としない。
 - イ. 全国規模の催し又は地方発明表彰で受賞した同一の発明及び意匠
 - ロ. 過去のくふう展に応募した同一の発明及び意匠
 - ハ. 公序・良俗又は公衆の衛生を害する恐れのある発明及び意匠
 - ニ. 他人の工業所有権を侵害する恐れのある発明及び意匠
 - ホ. 著作権の侵害のある恐れのある発明及び意匠

(2) 第2部 児童・生徒の部

- ①審査の対象となる作品は、恵那市の小学校から高等学校（特別支援学校を含む）までの在校生の発明又はくふうに係るもの（共同発明又はくふうを含む）でなければならない。
- ②著作権侵害の恐れのある作品は、審査の対象としない。

(3) 第3部 児童・生徒の絵画の部

- ①審査の対象となる作品は、恵那市の小学校から中学校（特別支援学校を含む）の在校生の作品でなければならない。
- ②著作権侵害の恐れのある作品は、審査の対象としない。

(4) 第4部 リサイクルの部

- ①審査の対象となる作品は、恵那市に在住する個人、グループ及び法人。同地域の小学校から高等学校（特別支援学校を含む）までの在校生の作品でなければならない。
- ②著作権侵害の恐れのある作品は、審査の対象としない。

(5) 特別問題が生じたときは、その都度審査委員会で協議する。

2. 審査機関及び基準

- (1) 作品の審査は、2025年恵那発明くふう展審査委員会（以下委員会という。）が行う。
- (2) 委員会は、恵那発明くふう展実行委員会（以下実行委員会という。）が委嘱した委員で構成する。
- (3) 委員は、学識経験者、関係行政官庁の職員、関係団体の役職員及び主催者の役職員のうちから実行委員長が委嘱する。
- (4) 委員会はくふう展をもって解散するものとする。
- (5) 委員は、次に定める審査基準に基づき評価を付け、その結果を実行委員長へ報告する。

審査基準：発明又はくふうの内容が独創性に富み、科学的、技術的にも優秀であるもの。

また、絵画については、自由奔放な発想と純粋で素朴な心が描かれているものなど。
- (6) 委員は、特別賞、奨励賞、努力賞候補を選出し、実行委員長に報告し決定する。